



広報

驚の湯とキリスト伝説の里、青森県新郷村

しんじょう

2024年
令和6年
7月号
No.340

地元の農業を学ぶ、農業体験

今月の話題 新 村議会議員の顔ぶれ決まる P 3

- ・新郷中学校農業体験 P 2
- ・地域おこし協力隊活動報告 P 8
- ・児童扶養手当・特別児童扶養手当について P 10
- ・後期高齢者医療被保険者の皆さまへ P 13

長寿

おめでとーいございます！
藤村とめさん100歳



扇ノ沢の藤村とめさん（大正13年6月13日生まれ）が100歳の誕生日を迎えられ、村から祝い金10万円が贈られました。藤村さんは扇ノ沢出身で、お子さんが4名、お孫さんが3名、ひ孫さんが2名いらっしゃいます。村長から「肌つやもとてもよく、お元気そうで何よりです。これからも101歳、102歳と元気に余生を楽しんでください」とあいさつを受け、お祝いをもらった藤村さんは「ありがたいありがとうございます」と感謝を述べておられました。藤村さんは裁縫が趣味で、お食事は出されたものは何でも残さずに食べられるそうです。



油絵寄贈 吉野仁太郎さん

6月24日、五戸町の吉野仁太郎さんが描いた油絵「春近く」が寄贈されました。この作品は、新郷村の長峯橋から川上を眺めた景色を描いたもので、第73回一線美術会展の一線美術新人賞に輝きました。吉野さんは「絵を村の文化振興に活用してもらいたい」と話していました。



書作品寄贈 福山廣さん

6月13日、福山廣さんから太田郁子作「なにやどやら」の書作品が寄贈されました。文字のアクセントやバランスに目を惹かれる作品で、なにやどやら音頭の歌詞などが描かれています。福山さんは「姉の遺作で、なにやどやらの歌詞が輪になって踊るイメージの作品です。住民の方が見て喜んでもらえたらうれしいです」と話していました。



新郷遊魚会 園児と稚魚の放流

6月16日、新郷遊魚会が五戸川にて稚魚の放流会を実施しました。放流会は今年で20回目。遊魚会会員8名、疑似餌倶楽部役員8名が参加し、ヤマメとイワナ、合計1万2千匹を三川目川5か所、五戸川10か所に放流しました。農村公園での放流では、しんごう保育園の園児たちが招かれ、園児21名、保護者14名が稚魚の放流を体験しました。

地元の農業を学ぶ 新郷中学生農業体験



6月21日、村の基幹産業である農業を体験することを目的に、新郷中学校1年生10名が青森農産（株）でニンニク掘りをしました。体験は午前9時から午後3時まで行われ、ニンニクを掘った後、ニンニクの茎をハサミで鎌でカット。徐々にスピードアップしながら作業をしていました。参加した生徒からは「にくの手伝いは初めて。茎を切る作業は、難しかったけど楽しかった」「いろんな人とコミュニケーションをとることができた」と声が上がっていました。

新しい新郷村議会議員 8名の顔ぶれ決まる

令和6年7月7日執行 現職6人、新人2人当選

①現職・新人の別 ②当選回数 ③党派 ④年齢 ⑤職業 ⑥住所 ※敬称略、④年齢は投票日7月7日現在

 【ふくやま けいいちろう】 福山恵一郎 ⑥戸来字鹿田25-1 ④78歳 ①現職 ②8回 ⑤農業 ③無所属	 【むらおか かずとし】 村岡和俊 ⑥戸来字中里家ノ下モ47-1 ④79歳 ①現職 ②3回 ⑤農業 ③無所属	 【さとう たいじ】 佐藤泰司 ⑥西越字下堂ヶ前42 ④61歳 ①新人 ②初 ⑤農業 ③無所属	 【さとう かずとも】 佐藤和友 ⑥戸来字金ヶ沢46-1 ④55歳 ①新人 ②初 ⑤新聞販売業 ③無所属
 【さいがみ ゆきお】 才神幸男 ⑥戸来字滝沢1 ④75歳 ①現職 ②2回 ⑤農業 ③無所属	 【たきさわ ひとし】 滝沢 仁 ⑥戸来字滝沢51-3 ④52歳 ①現職 ②4回 ⑤農業 ③立憲民主党	 【いなば よしひろ】 稲葉嘉浩 ⑥戸来字上柵棚14-1 ④61歳 ①現職 ②2回 ⑤有限会社さびす屋総務社長 ③無所属	 【よこみち かずお】 横道一男 ⑥西越字釜坂12 ④75歳 ①現職 ②3回 ⑤農業 ③無所属

■投票の状況

性別	有権者数	投票者数	投票率
男	944人	761人	80.61%
女	956人	772人	80.75%
計	1,900人	1,533人	80.68%

■投票の内訳

投票総数	有効投票数	無効投票数	無効投票率
1,533	1,528	5	0.3%

任期満了に伴う村議会議員一般選挙が、7月7日に行われました。投票は午前7時から午後6時まで村内10カ所の投票所で行われ、午後7時15分から山村開発センターで行われた即日開票の結果、新人2人を含む8名の議員が決定しました。立候補の届け出をしたのは、議席定数8名に対し現職6人、新人2人、元職1人の計9人。7月2日の告示日以降、5日間にわたり熱い選挙戦が繰り広げられました。選挙当日の有権者数は1,900人。



投票率は80・68%で、前回の村議選（2020年7月執行）の投票率83・33%を2・65ポイント下回りました。8日に選挙管理委員会の佐々木委員長から当選した人に一人ひとり当選証書が手渡され、当選者たちは真剣な面持ちで受け取っていました。議員の任期は、令和6年7月29日から令和10年7月28日までの4年間で。

新郷村議会だより

No.10

～令和6年6月定例会(6月3日～7日)～

新郷村議会の定例会は3月、6月、9月、12月と年4回開催されます。また、3月には予算特別委員会、9月には決算特別委員会が開かれ、村の財政について活発に議論されます。

令和6年6月定例会日程

6月3日 開会
6月4日 議案熟考
6月5日 常任委員会
6月6日 一般質問
6月7日 議案審議

令和6年第2回新郷村議法定例会が6月3日から6月7日の5日間の会期で開催されました。本議会では議案15件が審議され、全て承認・原案可決されました。

本定例会から6日の一般質問、7日の議案審議質疑と議決結果の内容を掲載いたします。



現議員の任期は令和6年7月28日となっており、今回が任期中最後の定例会となりました。4年間ありがとうございました!!

一般質問

6月6日に1名の議員が一般質問を行いました。

★一般質問とは

議員が村の施策の状況や方針などについて疑問点を問いただし、報告や説明を求め、質問すること。



〈建設課〉

危険木の現状とその対策は



稲葉 嘉浩 議員

住民の生命・財産及び地域の安全を確保するために危険木の伐採・撤去及び処分に対してどのような対策を考えているか。

質問 現在村が危険木と認識している木や倒木による危険な箇所はどれぐらい存在するのか。

答弁 横沢建設課長

当村は山間地であるとともに急傾斜地が住居地まで広がっている地域のため、危険木と認識している立木・倒木について恐れがある箇所については全体を把握できていない。

質問 倒木に対して、どのような対策をしているか。

答弁 横沢建設課長

職員による道路の巡視・道路維持や草刈り業務において作業範囲を決めており、担当区域の建設業者や郵便局配達員の情報提供をもとに現地確認をした上で対応している。

質問 危険木の伐採・撤去及び処分を個人で行うにはかなりの危険が伴い、業者に委託した場合には多額の費用がかかる。村として補助金等の支援は考えているか。

また、今後の危険木の倒木に対する村の対策は。

答弁 櫻井村長

助成について考えていないが、当村では高齢化が進み、

1人で対処できないような住民がいることは承知している。民有林に関してはみなさんとともに検討していかねればならない事項だと考えている。

答弁 横沢建設課長

対策としては、引き続き職員による道路の巡視、建設業者や郵便局配達員の情報提供をもとに現地確認を行い、建設業者への依頼、または職員において対応していきたい。

意見 八戸市や全国の自治体でも補助金支援を実施している。全ての防災は事前対策にあり安全安心は準備に比例すると考えるため、村の地域に即した対策支援等を視野に入れていただきたい。

議案審議 質疑

6月7日に開催した議案審議の質疑の内容です。

一般会計補正予算

▼公有財産購入費 用地費
※野沢温泉隣他、用地を村が購入するための補正予算

滝沢 仁議員

用地購入は、温泉館の改修や建て替えを検討して実施するものか。

答弁 櫻井村長

利用者が道路に駐車している現状のため、駐車場等々もこれから考えていかなければならない。

また、温泉館の建て替えとなると莫大な金額がかかるため、私一人の判断で決められるものではない。議会と協議しながら進めていかなければならないものと思っている。



令和6年第2回定例会 議決結果一覧

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
議案第27号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔新郷村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例〕	6月7日	承認可決 賛成7名 反対0名 ※議長除く
議案第28号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の全部を改正する条例〕	6月7日	
議案第29号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔新郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〕	6月7日	
議案第30号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例〕	6月7日	
議案第31号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度新郷村一般会計補正予算(第7号)〕 ※歳入歳出ともに3852万9千円の増額。主な歳入は特別交付税5553万円増額、ふるさと納税寄付金1266万円減額。主な歳出は財政調整基金積立金他4420万6千円など。これらを補正したことを承認するもの。	6月7日	
議案第32号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)〕 ※歳入歳出の総額は変更せず、款内を補正したことを承認するもの。	6月7日	
議案第33号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第5号)〕 ※歳入歳出ともに420万円増額。歳入は一般会計繰入金420万、歳出は下水道管渠移設工事420万円増額したことを承認するもの。	6月7日	原案可決 賛成7名 反対0名 ※議長除く
議案第34号	青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について ※市町村税等の滞納整理に関する事務に、森林環境税に係る徴収金を追加するもの。	6月7日	
議案第35号	新郷村税条例の一部を改正する条例案について ※地方税法等の一部改正による改正。	6月7日	
議案第36号	新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について ※課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額見直しの一部改正。	6月7日	
議案第37号	水槽付消防ポンプ自動車購入契約締結について ※村消防団第1分団の水槽付消防ポンプ自動車購入契約締結の議決を求めるもの。	6月7日	
議案第38号	村道の路線認定について ※館神・馬場谷地線の区域変更による路線認定の議決を求めるもの。	6月7日	
議案第39号	令和6年度新郷村一般会計補正予算(第1号)案について ※歳入歳出ともに3494万6千円の増額。主な歳入はデジタル田園都市国家構想交付金978万7千円など、主な歳出は行政手続きオンライン化導入等委託料557万4千円などの増額。	6月7日	
議案第40号	令和6年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案について ※歳入歳出ともに406万5千円の増額。歳入は繰入金307万5千円など、歳出は会計年度任用職員の給料307万5千円などの増額。	6月7日	
議案第41号	令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)案について ※歳入歳出ともに16万円の増額。歳入は診療収入16万円、歳出は修繕費16万円の増額。	6月7日	

※議案第27号～第30号は介護サービスの基準等の改正に伴い、関係条例の一部改正等を承認するもの。

議員活動報告

議会閉会中に議会や各委員会の分野において研修・調査等を実施しています。

五戸地区議会議員協議会 定時総会及び研修会

令和6年4月25日、五戸町にて第49回五戸地区議会議員協議会総会及び研修会が行われ、村議員7名が出席しました。研修会では五戸町教育委員会教育課長補佐の村本恵一郎氏より「五戸の歴史と文化財の活用について」と題しご講演いただきました。



全国町村議会 議長・副議長研修会

令和6年5月21日、東京都にて全国町村議会議長会主催の研修会が開催され、横道議長、細川副議長が出席しました。議員のなり手不足など将来の地方議会に関することや、地方議員のハラスメントの事例などを研修してきました。



青森県町村議会議員 広報研修会

令和6年5月29日、青森市にて県町村議会広報研修会が開催され、滝沢議員、才神議員、稲葉議員の3名が出席しました。講師のグラフィック

デザイナー、長岡光弘氏による制作の基本ポイントや各町村の添削指導などが実施されました。今後の広報作成の参考にしていききたいと思います。



新郷小学校 議会傍聴

令和6年6月6日、新郷小学校6年生児童10名が、社会科学習の一環として議会定例会一般質問の傍聴に訪れました。この日は稲葉議員による

「危険木の現状と対策」についての質問が行われ、メモをとったり、真剣な表情で聞いている児童が印象的でした。



陳情

『新郷村長・村議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情』が1件あり、議会運営委員会で審査した結果、議員への資料配付となりました。

議会の傍聴

議会開会中はどなたでも傍聴することができます。次の議会は9月予定です。日程の詳細は決定次第、村ホームページに掲載いたしますので、ぜひお越しください。

村ホームページに議会の内容を記録している『会議録』を掲載しており、左記QRコードからご覧になれます。今号の内容については3ヶ月後に掲載いたします。



次回の議会だよりは令和6年10月号に掲載予定です。

編集委員

委員長 滝沢 仁
副委員長 才神 幸男
委員 永野 範英
委員 稲葉 嘉浩

地域おこし協力隊活動報告

地域おこし協力隊の清水香帆です。暑くなってきましたね。1回会ったきり会えていない方、まだ会えていない方、気長に待っていてください。そのうちふらっと会いに行きます。

先日、郡総合のバドミントンの部に出場してきました。

もしかしたら新郷村でもバドをやるかもしれないと思い、愛知から持ってきたラケットがこんなにも早く役立っ日が来ると思っていたいなかったです。結果はチームで助け合っで2位でした。夢は大きくということで来年は1位とりたいです。

写真のみんなは疲れ切っています。練習では教えてもらった、煽り合ったり、面白い人たちのおかげで楽しいです。バド女子が増えればより楽し



くなるはず。バドミントンはこれからの時期蒸し風呂状態になります。これはもうダイエツトにしようというです。よ！(もちろん同時に食欲も倍増します)ぜひ月・水曜日気軽に来てください。さあ私も重い腰をあげて練習に行きます。みんなで暑さに勝つぞー！

みなさんこんにちは、工藤祐一です。6月のかねてから準備を進めていたキリスト祭がいよいよ開催！というところからスタートでした。

当日は想定以上にたくさんの方がご来場され、大盛況でした。僕は会場下の屋台で「銀の鴨」の炭火焼や飲むヨーグルトなどの特産品販売をしていました。ほかにも会場まわりの草取りや清掃、備品の搬入などの準備・片付けなどの作業も観光協会や企画商工観光課の皆さんと一緒に、全体の流れや関係者の動きも知ることができてよかったです。

キリスト祭の実施と並行して、9月のミステリーキャンプに向けての準備も進んでいます。今回は特別ツアーも企画されていて、その告知が7月には始まる予定です。

そのほか、六ヶ所原燃での特産品販売会で出店するなどの経験もしました。また、この6月に個人としてははじめて



のグラウンドゴルフに参加。みなさんと一緒にコースを回ることができて楽しかったです。初心者でも普通に楽しめるんだと驚きました。グリーンパークでは手ぶらでも来てグラウンドゴルフをプレイできるので、ご興味のある方はぜひトライしてみてください。

※今月号の湯川隊員の活動報告はお休みとなります。



7月2日から3日までの2日間、青森市立西中学校の2年生が「2学年宿泊体験学習」の一環として、農業観光振興協議会に加盟している各市町村のご家庭のもとへ農業体験ホームステイに訪れました。新郷村には4名の生徒が訪れ、しんごうグリーン・ツーリズム協議会員である野ばらの小笠原さん宅にて、ブルーベリー狩りやジャムづくりなどを体験しながら1泊2日過ごしました。

宿泊体験学習！
農家民泊
青森市立西中学校の
生徒が来村

第74回 社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。今年で74回目を迎えました。

7月3日、社会を明るくする運動のメッセーシ伝達式が役場庁舎前で行われ、式には



八戸地区保護司会副会長や五戸地区更生保護女性会会長など約50名が立ち会いました。八戸地区保護司会五戸分会長村松大栄氏が内閣総理大臣のメッセーシを読み上げ手渡しました。

櫻井村長は「犯罪を起こさない取り組みをし、子どもが健やかに過ごせる明るい地域社会を築いていく」と述べていました。

今月の新俳句会

父の日や回顧の中で
時がすぎ
佐藤直子

父の日やなつかしき曲
ハーモニカで
畑山敏則

父の日やアタッシュケース
残しおり
佐藤章一

わくわくとピーナッツの苗
五本植え
鹿島千恵子

打ち水の蒸気が煙る
昼下がり
福山昭子

父の日やごめんなさいと
有難う
鹿島恵美子

どこまでも続く平野や
夏津軽
戸来れい子

食中毒の発生しやすい季節です。ご注意ください！ ～家庭でできる食中毒予防のポイント～

梅雨の時期から夏にかけては、食中毒に特に注意が必要です。食中毒は、飲食店等だけでなく家庭でも発生しています。次のことに注意しましょう。

1. 肉・魚・野菜などの生鮮食品は、新鮮なものを購入しましょう。
2. 冷蔵や冷凍が必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
3. 開封した食品は、表示されている期限に関係なく、早めに使い切りましょう。
4. 調理を始める前、生の肉・魚・卵を触った後、トイレに行った後、ペットに触れた後などには忘れずに手を洗いましょう。
5. 生肉や魚を切った包丁・まな板は、洗って消毒してから使いましょう。肉用・魚用・野菜用を別々にそろえて使い分けると安全です。
6. 加熱調理する食品は、中心まで十分に加熱しましょう。電子レンジを使う際は、食品全体が加熱されているか確認しましょう。
7. 焼肉などでは、生の肉をつかむ箸と食べる箸は別々にしましょう。
8. 作った料理は、長時間室温に放置しないようにしましょう。
9. 調理後、時間が経ち過ぎたものは、思い切って処分しましょう。

問い合わせ 三戸地方保健所 TEL 0178-27-5111 (代)

しょうぼう情報

◆◆◆ 五戸消防署西分遣所からのお知らせ ◆◆◆

ルールを守って楽しい夏休み

花火は夏の身近な風物詩です。しかし、遊び方を間違えると火災や怪我の原因になります。子供に花火遊びをさせるときには、次のことに注意しましょう！

- ・子供だけで遊ばせず、大人が付き添いましょう。
- ・使用方法や注意書をよく読んでから遊ばせましょう。
- ・水バケツ等を必ず用意し、後始末をさせましょう。
- ・迷惑にならない時間と場所を選び、夜遅くまで遊ばせないようにしましょう。
- ・風の強いときは遊ばせないようにしましょう。
- ・人や家に向けさせないようにしましょう。
- ・燃えやすい物のそばで遊ばせないようにしましょう。

お盆を迎えるにあたっては、次のことに注意しましょう！

- ・迎え火、送り火の後始末を必ず行いましょう。
- ・仏壇の灯明はつけっぱなしにせず、周囲に燃えやすい物を置かないようにしましょう。

水難事故に注意しましょう！

- ・川や海では子供だけで遊ばせず、大人が付き添いましょう。
- ・ライフジャケットを着用しましょう。
- ・安全な場所を選定し、事故を未然に防ぎましょう。

消防に関する問い合わせは五戸消防署西分遣所まで TEL 78-2119

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

●受給者の皆様へ

児童扶養手当・特別児童扶養手当は毎年8月に「現況届*」を提出して更新する必要があります。「現況届」とは手当を引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのもので、村から案内が届きましたら忘れずに役場住民課で手続きを行いましょう。「現況届」の提出がない場合、手当が支給されません。

※特別児童扶養手当の場合は「所得状況届」

●児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。子どもが18歳に達した年度末（子どもに中度の障害があるときは20歳）まで支給されます。

●特別児童扶養手当とは

日本国内に住所があり、精神又は身体に中度以上の障害を有する児童を監護している父または母、もしくは父母にかわって児童を養育している人で、県が認定した人にこの手当が支給されます。

※いずれも支給には一定の条件があります。詳しくはご相談ください。

問い合わせ 役場住民課 TEL 78-2111



「こどもの人権相談」強化週間

青森地方法務局及び青森県人権擁護委員連合会では、次の強化週間中、平日の電話相談時間を延長し、土・日曜日にも電話相談を行います。

また、強化週間中、「LINEじんけん相談」も、受付時間を延長して対応します。相談は無料で、秘密は守ります。ひとりで悩まず、相談してください。

期 間 8月21日(水)～23日(金)・8月26日(月)～27日(火)
午前8時30分～午後7時
8月24日(土)～25日(日)
午前10時～午後5時

電話番号 こどもの人権110番 TEL 0120-007-110
「LINEじんけん相談」@linejinkensoudan
(通常は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで相談を受け付けています)

なお、法務省ではインターネット人権相談受付窓口「こどもの人権SOS-eメール」も開設しています。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。



ツキノワグマ出没警報が発表されています

青森県では、令和6年6月25日(火)、青森県の八甲田山中においてツキノワグマによる死亡事故が発生したことを受け、同日付で県内全域に「ツキノワグマ出没警報」を発表しています。人身被害が発生した区域への入山は控えるとともに、屋外で活動する際には、下記の事項に留意し、十分な対策を講じるようお願いします。

1. クマの出没状況に気を配り、出没が確認されている場所には近づかない。
2. 山に入る時はなるべく複数人で音を出しながら歩くほか、クマ鈴、クマよけスプレーを携帯する。
3. クマを誘引する食べ物や生ごみを放置しない。

クマに出会った場合は、落ち着いて背中を見せずに後退し、クマとの距離をとるようにしてください。また、集落周辺の草刈り等、クマを寄せ付けず環境づくりを積極的にを行い、被害を未然に防ぎましょう。

広報に広告を掲載しませんか？

広報しんごうでは、有料広告の掲載を随時募集しています。

掲載を希望する場合は広報発行月の前月1日までに申請してください。

申請書は村ホームページよりご確認ください。

◎このお知らせは2号広告の大きさです。

①1号広告(46mm×168mm程度) 5,000円

②2号広告(46mm×84mm程度) 2,000円

問い合わせ 役場総務課 TEL 78-2111

消防職員募集

令和6年度消防職員採用試験を行います。

○採用予定人員 消防士(A) [大学卒]、
消防士(B) [短大卒・高校卒] 数名程度

○試験日 9月22日(日)

○募集受付期間 7月22日(月)から8月13日(火)まで
詳しくは、ホームページをご覧ください。

▶ホームページ

<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/koiki/shobo/>

問い合わせ

消防本部総務課 TEL 0178-44-2132



令和6年度 新郷村戦没者追悼式開催について

終戦から79年が経過する本年「戦没者追悼式」を開催します。追悼式には、どなたでも参列することができます。参列希望者は、7月31日(水)までに役場厚生課までご連絡ください。戦没者の英霊を慰め、世界の恒久平和を祈念しましょう。

日 時：令和6年8月6日(火)

時 間：午前10時から

場 所：都市農村交流センター「美郷館」

内 容：黙祷、献花など

服 装：自由(平服など)

問い合わせ 役場厚生課 TEL 61-7555

警察官B採用試験について

警察官採用スローガン

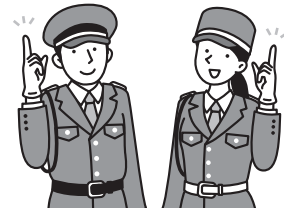
君の正義が 誰かの笑顔に

踏み出すその一歩 憧れを誇りに

いいね #青森県警 #受験してみた

一 警察官B(男性、女性) 一 青森県警察本部では、警察官Bに採用試験を行います。
試験日程、受験資格等は次のとおりです。

受付期間: 7月16日(火)～8月30日(金)
第1次試験: 9月29日(日)[青森市、八戸市、弘前市、さいたま市]
第1次試験合格発表: 10月4日(金)予定
第2次試験: 11月中旬[青森市]
最終合格発表: 12月下旬



種類	試験区分	採用予定人員	受験資格
警察官B	男性	38人程度	平成4年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学(以下「大学」という)を卒業した者及び令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む)を除く。
	女性	10人程度	

警察官B(男性)を希望する方は、第2志望を神奈川県及び警視庁から選択することができます。受験手続等の詳細については、最寄りの警察署等に問い合わせてください。

放送大学 入学生募集のお知らせ

- 放送大学では、2024年10月入学生を募集しています。
- 「大学を卒業したい」「働きながらスキルアップしたい」「学びを楽しみたい」「空いた時間を有効に使いたい」など、それぞれの目的で様々な年代や職業の方が学んでいます。
- 心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い科目があり、インターネットやBS放送で1科目から学ぶことができます。
- 全国に学習センターやサテライトスペースがあり、面接授業(スクーリング)やサークル活動のほか、様々な相談への対応や学習のスペースとしての利用もできます。
- 出願期間は9月10日(火)まで。
- 資料を無料で差し上げますので、お気軽に八戸サテライトスペース(TEL 0178-70-1663)までご請求ください。



DV(配偶者や恋人等からの暴力)相談ナビ

0570-0-55210

配偶者や恋人等からの暴力(DV)に悩んでいませんか。
ひとりで悩まず、一度ご相談ください。

「わたしと年金」エッセイ募集！ ～世代を超える。 今だからこそ、伝えたい。～

応募締切 令和6年9月9日(月)消印有効

応募要項

- ・公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。
- ・日本語で1,000～2,000文字程度。
- ・作品用紙の裏に、氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号、職業または所属(会社名、学校名等)を明記してください。
- ・内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。(応募作品は返却しません)

発表

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する(11月下旬予定)他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。受賞者の氏名、年代、住所地の都道府県を公表します。

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選
賞状の授与並びに記念品を贈呈します。

応募資格 中学生以上の方

提出先とお問い合わせ

日本年金機構 相談・サービス推進部
情報提供推進グループ わたしと年金 担当
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
TEL 03-5344-1100(代表)
※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。



種 目		応募資格	受付期間	試 験 日
自衛官候補生		18歳以上33歳未満の者(32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)	年間を通じて行っております。	受付時又は各自衛隊地方協力本部のホームページにてお知らせします。 ※令和7年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための採用試験は、令和6年9月16日以降に行います。
陸上自衛隊 高等工科学学校 生徒	推薦	男子で中卒(見込含)17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者	10月1日～ 11月29日	令和7年1月11日～13日 ※いずれか1日を指定されます。
	一般	男子で中卒(見込含)17歳未満の者	10月1日～ 令和7年1月16日	1次：令和7年1月25日・26日 2次：令和7年2月13日～16日 ※いずれか1日を指定されます。

※各種お問い合わせ、ご質問、資料請求は！

八戸市内丸一丁目1-40(本八戸駅から徒歩3分) 青森地方協力本部八戸地域事務所 TEL 0178-45-1920

個人事業税について

個人事業税は、物品販売業、請負業、不動産貸付業、医業、理容業などの事業を営む個人の方に、前年中の所得をもとに課税される県の税金です。

8月中旬に送付される納税通知書により、原則として8月と11月の二期に分けて納めていただきます。

今年度の第一期分の納期限は9月2日(月)です。期限までにお近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。三八地域県民局県税部までお問い合わせください。

問い合わせ 三八地域県民局県税部 課税第一課
TEL 0178-27-5111(内208)

8月は「電気使用安全月間」です

夏は肌の露出が多くなり汗もかくことから、電気が流れやすくなります。

また、暑さにより注意力が散漫になりがちのため、感電事故が多くなる傾向にあります。

そこで、経済産業省では、毎年8月を「電気使用安全月間」と定め、関係団体の協力のもと電気に関する安全運動を展開し、広く電気事故防止を呼び掛けています。電気安全に心がけましょう。

お済みですか？令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました！

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、社会問題となっていたことから、令和6年4月1日から、これまで任意だった相続登記が法律上義務化されました。

これにより、相続人は、不動産(土地・建物)を相続で所得したことを知った日から3年以内に、相続登記を法務局に申請する必要があります。

また、遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合にも、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

なお、相続人間で早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申請登記」という簡便な手続を法務局ですることによって、義務を果たすこともできます。

※正当な理由がないのに相続登記をしない場合には、10万円以下の過料が科される可能性がありますので、早めの相続登記申請をお勧めします。

詳しくは、法務省ホームページを確認又は最寄りの法務局(予約制の手続案内を実施中)や登記の専門家である司法書士・司法書士会等にご相談ください。

◎法務省ホームページ

「不動産を相続した方へ
～相続登記・遺産分割を進めましょう～」
はこちら▶▶▶



ご存じですか？ 法務局の自筆証書遺言書保管制度を ご利用ください

「自筆証書遺言書保管制度」という制度をご存じでしょうか。法務局では、皆さまが作成した自筆証書遺言書の保管申請があれば、方式に不備がないか確認し、長期間に渡り大切に保管しています。法務局に預けることによって、遺言書の紛失や改ざんの危険性もなく、相続をめぐる紛争を防止するとともに、ご自身の財産を確実にご家族等に託すことができ、家庭裁判所の検認も不要となります。

また、遺言者が希望すれば、遺言者が亡くなった後、遺言者が指定した方に「法務局で遺言書を保管している」旨の通知を送付しますので、遺言書の存在に気付いてもらえなかったという心配もありません。

遺言を検討されている方は、是非この制度をご利用ください。

詳しくは、法務省ホームページを確認又は最寄りの法務局へお問い合わせください。

◎法務省ホームページ

「預けて安心！自筆証書遺言書保管制度」
はこちら▶▶▶



問い合わせ

青森地方法務局供託課 TEL 017-776-9031
青森地方法務局むつ支局 TEL 0175-23-3202
青森地方法務局五所川原支局 TEL 0173-34-2330
青森地方法務局弘前支局 TEL 0172-26-1150
青森地方法務局八戸支局 TEL 0178-24-3351
青森地方法務局十和田支局 TEL 0176-23-2571

問い合わせ

青森地方法務局登記部門 TEL 017-776-6231(音声案内2番)
青森地方法務局むつ支局 TEL 0175-23-3202
青森地方法務局五所川原支局 TEL 0173-34-2330
青森地方法務局弘前支局 TEL 0172-26-1150
青森地方法務局八戸支局 TEL 0178-24-3346
青森地方法務局十和田支局 TEL 0176-23-2424

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

1. 「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の更新

被保険者で住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。

また、被保険者で同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる方は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

現在これらの認定証を交付されている方で、所得状況等によって引き続き認定される方には、8月から使用する新しい認定証を7月中旬に郵送します。更新手続の必要はありません。

新たにこれら認定証の交付を希望する方は、下記のものを持参の上、住民課窓口で手続きしてください。

【申請に必要なもの】 ・被保険者証、個人番号がわかるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）、
本人確認書類（運転免許証等の顔写真付きの身分証明書など）

○限度額適用・標準負担額減額認定証における自己負担限度額及び食事療養標準負担額

所得区分	自己負担割合	自己負担限度額		入院時の1食あたりの食事代
		外来（個人単位／月）	外来＋入院（世帯単位／月）	
低所得Ⅱ （住民税非課税）	1割	8,000円	24,600円	180円（※1）
低所得Ⅰ （住民税非課税）			15,000円	230円
				110円

※1 適用を受けるためには住民課窓口での申請が必要です。申請には入院日数が90日を超えていることが確認できるもの（領収書等）が必要です。

○限度額適用認定証における高額療養費の自己負担限度額及び食事療養標準負担

所得区分	自己負担割合	自己負担限度額		入院時の1食あたりの食事代
		外来（個人単位／月）	外来＋入院（世帯単位／月）	
現役並み所得Ⅱ （住民税課税所得380万円以上で690万円未満の場合）	3割	167,400円＋（医療費の総額－558,000円）×1％ ＜多数回93,000円＞※3		490円（※2）
現役並み所得Ⅰ （住民税課税所得145万円以上で世帯の高齢者の収入が一定以上の場合）		80,100円＋（医療費の総額－842,000円）×1％ ＜多数回44,400円＞※3		

※2 指定難病の方は、280円になります。精神病床に平成27年4月1日以前から継続して入院している方は、260円になります。

※3 < >内は過去12か月以内に外来＋入院の自己負担限度額が3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」の該当となり上限額が下がります。ただし、保険者が変わった場合、回数は通算されません。

2. 令和6年度の保険料

(1)令和6年度保険料について

均等割額 （被保険者全員が納める額） 46,800円	＋	所得割額 （所得に応じて納める額） 基礎控除後の所得（※1）× 9.90%（所得割率）※2	＝	保険料額 （限度額80万円） ※3
----------------------------------	---	--	---	-------------------------

◎令和6年度の保険料は、住民課から7月中にお届けする保険料額決定通知書で御確認ください。

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（43万円）を差し引いた額です。

※2 基礎控除後の所得が58万円以下の方は所得割率9.20%

※3 昭和24年3月31日以前に生まれた方、または障害認定により資格取得した方は73万円

(2)令和6年度保険料の軽減措置について

◆所得が低い方の軽減

・同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和6年度は次のとおりとなります。

世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円＋10万円×（給与所得者等（※4）の数－1）以下	7割
43万円＋（29.5万円×被保険者の数）＋10万円×（給与所得者等（※4）の数－1）以下	5割
43万円＋（54.5万円×被保険者の数）＋10万円×（給与所得者等（※4）の数－1）以下	2割

※4 給与所得者等（給与所得を有する者または、公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる世帯に適用）

◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減 ※5

・後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。

・世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減（7割軽減）が受けられます。

・所得割額の負担はありません。

※5 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

3. 保険料の減免等について

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、住民課窓口へお早めに御相談ください。

問い合わせ 役場住民課 TEL 78-2111

むらのガイド

2024年
葉月 はづき
August

8月

人の動き

男 1,041人(±0人)
女 1,049人(−3人)
計 2,090人(−3人)
世帯数884世帯(−3世帯)
(令和6年6月末現在)

みんなで支える国民年金



各種相談

村民相談

毎週月曜・木曜 午前9時～午後4時
(山村開発センター)

人権相談

8月2日 午前9時～正午
(山村開発センター)

障がい者出張相談

8月14日 ※予約制 TEL 61-7555
(総合福祉センター)

ごみは収集日の朝8時までに出示してください。生ごみの水切りにご協力を。ごみの減量とリサイクルに取り組みましょう。

食品トレイや紙パックなどはスーパー等のリサイクル回収BOXもご利用ください。

温泉営業日：新郷温泉館…月・火・木・金・土・日 野沢温泉…水・土・日 営業時間：午前9時～午後9時(通年)

日	月	火	水	木	金	土
新郷診療所 診療時間のお知らせ 診療は16時までです。		30	31	1 燃えるごみ収集日	2 資源ごみ収集日 (ペットボトル等2品目) 特定健診 人権相談	3
4	5 燃えるごみ収集日 粗大ごみ収集受付 (～13日) 特定健診(～6日)	6 令和6年度新郷村 戦没者追悼式	7	8 燃えるごみ収集日	9 資源ごみ収集日 (新聞紙等5品目)	10
11 山の日	12 振替休日 燃えるごみ収集日	13	14 障がい者出張相談 (要予約)	15 燃えるごみ収集日	16 資源ごみ収集日 (ビン・ペットボトル等2品目)	17
18	19 燃えるごみ収集日 粗大ごみ収集日	20	21	22 燃えるごみ収集日 特定健診	23 資源ごみ収集日 (缶)	24
25	26 燃えるごみ収集日	27 燃えないごみ収集日	28	29 燃えるごみ収集日	30	31

新郷村国保診療所 休診のお知らせ

8月11日(日)から8月19日(月)までの9日間は、医師不在等のため、休診させていただきますので、御了承願います。

新郷村国保診療所 TEL: 78-3111

郵便局を暑さ対策一時 休憩所として開放します



危険な暑さが見込まれるときや、暑さを感じたときは、暑さから身を守りどなたでも自由に休憩を取っていただけるよう、エアコンの効いている郵便局の窓口ロビーを暑さ対策一時休憩所としてご利用ください。

期 間：10月末まで(土・日・祝日を除く)

活用時間：午前9時～午後5時

問い合わせ：新郷郵便局 TEL: 78-3060



広報 しんごう

■発行／新郷村 ■編集／総務課 ■新郷村ホームページ <http://www.vill.shingo.aomori.jp>
〒039-1801 青森県三戸郡新郷村大字戸来字風呂呂前10 TEL 0178-78-2111(代表)